

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

2019年度 税制改正のポイント



2019年度の税制改正は、個人事業者の事業承継税制の創設や、設備投資減税の延長・拡充など、中小企業の持続的な発展や生産性向上を後押しする内容となっています。

図1 個人事業者の事業承継税制の創設

概要	創設 (10年間)
個人事業者(青色申告事業者)の贈与・相続に係る100%納税猶予制度(10年間の時限措置)	
対象資産	事業用宅地(400㎡)、建物(800㎡)、機械装置、器具備品、車両船舶、構築物等
要件	<ul style="list-style-type: none"> 経営承継円滑化法に基づく認定、2019年から5年以内に承継計画の提出 納税猶予税額相当の担保提供、事業継続・資産保有に係る定期的な報告 後継者死亡時まで事業継続・資産保有等で納税免除 事業を廃止した場合、猶予税額および利子納付 経営悪化等で廃業する場合、廃業時点の資産額で贈与・相続税額を再計算し、承継時との差額を免除 小規模宅地特例と選択適用(併用不可)

(※)事業用の小規模宅地の特例の見直し
 ①[特定事業用宅地等]について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等については、特例の対象から除外
 ②ただし、①に該当する宅地等にあっても、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産が、当該宅地等の相続時の価格の15%以上の場合は、特例の適用対象とする

Q1 個人の事業承継税制について相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されたそうですが、内容を教えてください。

A これまで、法人の経営者が後継者へ事業承継する場合の相続税・贈与税について納税猶予制度が設けられてきました。昨年度には、10年間限定で相続税・贈与税が100%納税猶予となるなど、税制が拡充されています。

一方、個人事業者が事業承継する場合には、土地をはじめ、建物や機械、器具備品など、さまざまな事業用資産を引き継ぎすることになりますが、これまでは、小規模な事業用土地について相続税評価額を80%減額する小規模宅地の特例制度が設けられているのみでした。これが今回の改正により、土地だけでなく建物やその他事業用資産も10年間限定で相続税・贈与税について100%納税猶予されるという制度が創設されます。相続税だけでなく贈与税も対象となるた

め、早めに後継者への事業承継が準備できるとともに、後継者の事業承継時の現金負担をゼロにすることが可能です(図1)。この制度の適用を受けるためには、2019年度から5年以内に承継計画を提出し、一定の認定を受ける必要があります。また、従来の相続税の小規模宅地の特例制度との選択適用となります。

Q2 中小企業向けの設備投資について、どのようになりますか。

A 現在、中小企業の生産性向上を後押しする設備投資について支援措置が設けられています。いずれも適用期限が延長・拡充されます(図2)。

(1) 中小企業経営強化税制

経営力向上計画を提出し認定を受けた建物付属設備、器具備品など一定の設備投資については、即時償却または10%の税額控除(一定の企業は7%)が適用できます。この制度は2020年度末まで延長され、対象資産に休憩室用設備などの働き方改革につながる資産も対象となっています。

(2) 中小企業投資促進税制

中小企業者が建物付属設備、器具備品など一定の設備投資を行った場合に、30%の特別償却または7%の税額控除が受けられます。この制度は2020年度末まで延長されます。

(3) 商業・サービス業等活性化税制

商業・サービス業を営む中小企業者が経営改善指導を受けて建物付属設備や器具備品を取得した場合に、30%の特別償却または7%の税額控除が受けられます。この制度は2020年度末まで延長され、新たに売上高または営業利益が年2%向上することが要件に加えられます。

図2 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物付属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却 or 税額控除10% ⇒ 延長(2年間)・強化</p> <p>生産性向上設備(A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備(B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>強化 働き方改革に資する設備(休憩室、食堂等の整備)の適用明確化</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間)</p>		<p>【商業・サービス業等活性化税制】 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間) ※[売上高 or 営業利益が1年間で2%以上向上]が新たに要件化</p>	

Q3 防災・減災設備について投資促進税制が創設されたということですが、どのような内容ですか。

A 中小企業の災害への事前対策を促すため、自家発電機、制震・免震設備、止水板等の防災・減災設備投資に対して、20%の特別償却ができる税制が新設されます。



税理士
佐藤 晴美氏

【回答】
 当所エキスパート・バンク登録専門家
 佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)